

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和3年5月6日）

提案課名 地域安全課

報告者名 影山 洋一

事案名	令和2年度防犯灯電気料金の支払手続の誤りについて	資料 有
提案趣旨	地域安全課が事務局を担当している秦野市防犯協会（以下「協会」という。）において、防犯灯の電気料金の支払に係る手続漏れにより、一括前払契約が解除され、電気料金の割引を受けることができなかったことについて、本事案の概要及び影響額について報告するものです。	
概要	別紙記載のとおり	
経過	令和2年 4月20日 東電から一括前払契約解除の通知を受理 " 11月 6日 防犯協会役員等に経過報告 " 11月16日 議員連絡会において情報提供 令和3年 1月 6日 令和3年度電気料一括前払契約申請 " 2月25日 防犯協会役員等に報告（第2報） " 3月 1日 令和3年度電気料一括前払契約の締結完了を確認 " 4月27日 防犯協会理事会において報告	
今後の進め方	令和3年 5月 8日 防犯協会定時総会において報告 " 14日 議員連絡会において報告 報道機関通知	

## 令和2年度防犯灯電気料金の支払手続の誤りについて

令和3年5月6日 地域安全課作成

地域安全課が事務局を担当している秦野市防犯協会（以下「協会」という。）において、防犯灯の電気料金の支払に係る手続漏れにより、一括前払契約が解除され、電気料金の割引を受けることができなかつたことについて、その概要及び影響額についてお知らせいたします。

## 1 事案の概要

## (1) 判明した日

令和2年4月20日（月）

## (2) 事実確認

防犯灯の電気料金は、毎年、その年度分の概算額を、一括して前払いで支払うことで、割引を受けることができます（一括前払契約）。協会では、料金の支払い方法として、市の指定金融機関の口座を指定していましたが、指定金融機関の変更に伴う口座変更を怠ったことにより、令和2年度分の電気料金が引き落とせませんでした。

これにより、令和2年4月20日付けで、契約の相手方である東京電力エナジーパートナー株式会社から、一括前払契約解除の通知があり、電気料金の割引措置が受けられなくなったものです。

なお、令和2年度分の電気使用料金の額は、翌年度4月に確定するため、公表までに時間を要したものです。

## 2 影響額（推定値）

内 容	金 額
使用実績による令和2年度の電気料金	22,394,379円
一括前払契約による割引が適用された場合の電気料金（推計値）	20,714,859円
差 額	1,679,520円

※ 一括前払契約の電気料金割引率は、毎月の使用量により変動するものであり、一括前払契約により割引が適用された場合の電気料金は推計値です。

### 3 今後の対応

定例的な支払い及び口座引き落としについて、支払時期や支払先を記載した一覧表を作成した上で、事務局職員全員で共有し、相互に確認することで、適切な契約事務及び会計処理を徹底し、再発防止に努めます。

なお、令和3年度の電気料金における一括前払契約は既に締結し、本年4月19日付で支払が完了しています。

### 4 報道機関への発表について

本件について、本年5月14日付けで、報道機関に発表いたします。

（ 事務担当は、地域安全課地域安全担当です。  
電話：82－9625（直通） ）